

○認定日に来所できない場合

- 認定日の指定時間に行くことができないのですが、どうしたらよいでしょうか。

指定された認定時間に来所できない場合は、ハローワークへ連絡をし、職員へご相談ください。

- 次回の認定日に遠方へ面接を受けに行くため、ハローワークへ来所できないのですが、どうしたらよいでしょうか。

面接に行くためや職業に就くため、その他やむを得ない理由等により来所できない場合は、認定日を変更することができます。

認定日変更ができるのは、次のような場合です。詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

- ・就職
- ・求人者との面接、選考、採用試験等
- ・各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ・ハローワーク等の指導により各種講習等を受講する場合
- ・働くことができない期間が14日以内の病気、けが
- ・本人の婚姻
- ・親族の看護、危篤または死亡、婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています）
- ・子弟の入園式・入学式または卒園式・卒業式への出席

なお、認定日の変更は、原則としてハローワークへ事前の申し出が必要です。変更にあたっては、証明書等の提出により変更事由の確認をしますので、必要な書類等については、ハローワークへお問い合わせください。

- 面接に行くためや職業に就くため、その他やむを得ない理由等によりハローワークへ行くことができない場合は、認定日変更ができるとのことですが、これらの理由がなく、認定日にハローワークへ行くことができなかった場合はどうなるのでしょうか。

認定日に住居所を管轄するハローワークへ来所できなかった場合は、その認定日までの期間と来所しなかった認定日当日については、失業の認定（基本手当の支給）を受けることができません。

更に、次の認定日の前日までにハローワークに来所して、職業相談等の積極的な求職活動をしなかった場合には、その次の認定日の前日までの期間についても、失業の認定（基本手当の支給）を受けることができません。